公衆衛生(水道)

水道は、国や地域を問わず、公衆衛生の向上や生活環境の改善に欠くことができない社会基盤であり、人類の生存と発展に重要な役割を果たすものです。しかしながら、世界では未だ約9億人(2008(平成20)年)が安全な飲料水の供給を受けられない状況にあり、国連ミレニアム開発目標(MDGs)では、2015(平成27)年までに安全な飲料水を利用できない人口の割合を半減することが掲げられています。

また、水道の将来像についての共通認識を目指し、2004(平成 16)年6月に厚生労働省が策定(2008(平成 20)年7月改訂)した「水道ビジョン」において、長期的な施策目標のキーワードとしている「国際」の課題に対応するため「水道分野の国際貢献の推進」、「国際調和の推進等、我が国水道の国際化」を施策としてあげています。

状況 施策課題 主要施策 途上国における 安全な水供給の深刻な不足 ・我が国の経験を生かし た諸外国の技術水準向 上への貢献 水道分野の国際 水分野での最大 のODA供与国 貢献の推進 我が国の経験を さらなる国際展開のた何思めの国内体制の整備 国際調和の推進等 我が国水道の 人材組織の拡充等 の必要性 国際化 ・国際化の推進及び 国際競争力の強化 水道における国

国際協力等を通じた水道分野の国際貢献(水道ビジョン)

1 水道分野の国際協力

我が国の水と衛生分野の援助政策である水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(2006(平成 18)年)では、開発途上国における政府の組織、政策、制度及び情報データの整備や人材育成、整備されたインフラの適切な維持管理・運営のための水道事業者の能力の向上を重視するとされています。これを実施する手法として技術協力(専門家の派遣、研修員の受入等)が行われています。

①専門家の派遣

各国の水道が、安全で良質な水を継続して供給し続けることができるようにするためには、その国の自然的社会的条件などに適合した水道施設を設け、それを管理できる人材を育成し、水源の水質や施設の特性に応じて適切に管理しなければなりません。

このような観点から、厚生労働省では、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの依頼を受けて、厚生労働省が水道事業者や関係団体の協力により、同機構に対し専門家を推薦するという形で水道に関する専門家の派遣を行っています。

②研修員受入

政府開発援助(ODA)は、相手国の自主的な努力を支援し開発を援助するものです。また、開発途上国との友好関係を築きあげるためにも、途上国における「人づくり」が極めて重要であり、かつ効果が高いといわれています。

このような観点から、JICAの行う水道技術者集団研修・個別研修などにより研修員の受入を行っています。



<写真:ブラジル国無収水管理プロジェクト>

その他、無償資金協力、有償資金協力による水道施設整備も行われています。

2 水道分野の国際協力検討事業及び水道プロジェクト計画作成指導事業

1) 水道分野の国際協力検討事業

水道分野の国際協力の中でも優先的、積極的に支援すべき課題について、開発途上国各国における実情及びニーズの調査分析を 行い、官民協力による国際協力の進め方を検討しています。

2)水道プロジェクト計画作成指導事業

開発途上国における案件発掘・形成能力の向上に資するために、官民協力による専門的・技術的立場から調査検討を行い、熟度の高い優良案件となるよう当該国に対する助言指導を実施しています。なお、事業実施に当たっては、民間企業が各々把握している開発途上国の水道分野の個別具体的な課題(施設整備や経営・維持管理)や潜在ニーズに係る情報、日本が有する知見及び技術を積極的に活用しています。

3 水道産業国際展開推進事業

開発途上国における安全な水道の確保のために、今後は ODA に加え、民間企業主体の国際貢献を推進していくことが必要となっています。我が国の官、民のノウハウを活用し、アジア等において信頼性の高い水道の構築を図りつつ、水道産業の国際展開を支援するため、水道産業国際展開推進事業を実施しています。

4 国際機関との連携、二国間連携等

国際社会における中核的な役割を果たし続けるため、海外の諸機関と強固な国際的ネットワークを形成するとともに、世界保健機構(WHO)や国際水協会(IWA)などの国際機関等を通じて各国への知見の提供や情報交換等を積極的に行っています。また、2008(平成20)年5月に発生した中国四川大地震の際、水道関係団体を通じて、全国の水道事業体や水道関連企業に応急給水用資機材、飲料水等の拠出を呼びかけ復旧支援に協力しました。



<写真:2009(平成21)年度水道プロジェクト計画 作成指導事業(ラオス)>